

2022年9月8日発行



宮城労働局メールマガジン

目 次

1. 令和4年10月以降の雇用調整助成金等の特例措置等について
2. 宮城県最低賃金の改正 ～時間額883円に～
3. 令和4年9月1日から「業務改善助成金」の制度が変わります～「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します～
4. 人材開発支援助成金 人への投資促進コース

-
1. 令和4年10月以降の雇用調整助成金等の特例措置等について
-

(注) 以下は、事業主の皆様にご政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点(8/31現在)での予定となります。

(1) 雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金含む)

新型コロナウイルス感染症の影響による事業活動縮小への影響を考慮し、令和4年9月末までの期限としていた特例措置(上限額上乘せ等)を、一部内容変更したうえで令和4年11月末まで延長することになりました。

(2) 産業雇用安定助成金

在籍型志向による人材の有効活用をさらに促進するため、以下内容を中心とした助成内容の拡充を予定しています。

- ・支給対象期間を2年間へ延長
- ・出向元の支給対象労働者数に係る上限撤廃
- ・出向元復帰後のブラッシュアップ訓練等に対する助成内容の新設

(3) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

令和4年9月末までとしていた申請対象期間を、支給内容を一部変更としたうえで、令和4年11月末まで延長することになりました。

【お問合せ先】

(1)(2)職業対策課 助成金センター(022-299-8063)

(3)新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター(0120-221-276)

【厚生労働省プレスリリース】

https://www.mhlw.go.jp/stf/r410cohokurei_00001.html

2. 宮城県最低賃金の改正 ～時間額883円に～

県内の事業所で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用される宮城県最低賃金が、令和4年10月1日から30円引き上げられ、883円に改正されます。

現在の賃金額（月給制の場合は時間額換算で）をご確認の上で、本年10月1日以降の賃金について、最低賃金額以上の支払いとなるよう、ご理解とご協力をお願いします。

【プレスリリース】

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/001237935.pdf>

【お問合せ先】 賃金室（022-299-8841）

3. 令和4年9月1日から「業務改善助成金」の制度が変わります～「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します～

「業務改善助成金」は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の上げるとともに、生産性向上につながる設備投資等（機械設備、人材育成・教育訓練）を行った中小企業・小規模事業者を支援する制度です。

令和4年9月1日から、

【通常コース】は、「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実しました。

【特例コース】は、「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になったほか、申請期限が令和5年1月31日まで延長となりました。

詳しくは、下記URLをご覧ください。

○リーフレット

【通常コース】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000984150.pdf>

【特例コース】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000984393.pdf>

○業務改善助成金（厚生労働省HP）

【通常コース】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html

【特例コース】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyoyou/03_00026.html

【お問合せ先】 雇用環境・均等室（022-299-8844）

4. 人材開発支援助成金 人への投資促進コース

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）は「人への投資」を加速化するため国民の方からのご提案を形にした訓練コースです。

デジタル人材育成の強化等のため、ぜひ制度をご活用ください。

<詳細>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000923165.pdf>

【お問合せ先】 職業対策課助成金センター
(022-205-9855)